

京都市勸業館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月22日

京都市長 門川大作

京都市規則第16号

京都市勸業館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市勸業館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「午前9時から午後5時まで」を「午前10時から午後6時まで」に改める。

第8条中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条中「第9条」を「第10条」に、「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条各号列記以外の部分中「第8条ただし書」を「第9条ただし書」に、「勸業館の利用に係る料金」を「同条本文に規定する利用料金等」に、「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条第1号中「利用」の右に「を制限し、又は利用」を加え、同条を第8条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

(観覧料及び特別観覧料の収受)

第6条 条例第8条第1項に規定する観覧料及び同条第4項に規定する特別観覧料は、観覧券その他これに類するもの(以下「観覧券等」という。)により収受する。

2 観覧券等の種類及び様式は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(観覧券等の提示)

第7条 観覧券等は、常設展示場における展示又は特別の展示の観覧の際、その提示を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市勸業館条例施行規則第6条第2項の規定による観覧券等の種類及び様式の承認の申請は、この規則の施行前においても行うことができる。

(産業観光局クリエイティブ産業振興室)